

序　論

アジア諸国の民主化と法

1. アジアの民主主義觀と欧米の民主主義觀の違い

アジア諸国のは多くは民主化をいかに達成すべきかの課題に直面している。これまで、民主化は、経済発展に成功しさえすれば、当然の「ご褒美」であるかのように考えられてきた。このために、民主化への近道は、経済発展を早く達成することであるかのように考えられてきた。しかし、民主化への道は必ずしも容易ではない。現在、多くのアジア諸国が経済的な安定を獲得したにもかかわらず、国内的な混乱に見舞われていることからみても明らかである。

まず、ここで「民主化」といっても欧米的な個人主義に立った民主主義觀と、アジア諸国において一般的に理解されている民主主義觀には、大きな違いがある点に注意する必要がある。そこで、アジアには独自的な民主主義の発展方向があるのかどうか、あるいは欧米的な民主化方向に収斂するのかという問いに立たされることになる。

欧米の歴史において、民主主義とは、平等な選挙制度による政治参加、選挙をとおしての政治的民主化実現のプロセスを意味してきた。このような理解の背景には、民主主義に対する欧米独自の歴史観がある。国家権力や身分社会から個人の解放をとおして、身分的権利としての自由権をまず確立したのである。これは1689年のイギリスの権利章典に代表される。その後、個人主義の確立をとおして、政治的な権利である選挙権あるいは参政権を獲得す

るのである。これは、1789年のフランスの人権宣言に象徴される。さらに、20世紀にいたっては、ドイツのワイマール憲法に象徴されるような福祉国家観に基づいた社会権が登場するのである。社会契約論や三権分立論といった理論的な背景もあるが、国家と個人の緊張関係あるいは個人主義の確立をおして、民主主義あるいは人権の歴史を経験してきた。

しかし、アジア諸国は、このような歴史的展開を歩んできていない。植民地統治以前の時代においては伝統的、共同体的な価値観が支配的であり、自らの手によって国家統合を達成する以前に、長期間にわたる植民地統治の支配下に置かれてしまった。しかも、植民地時代の統治の方法が、インドネシアのように、間接的で地理的には部分的統治であった国もある。この結果、現在まで法による統治が国土全体に均等に浸透していないばかりか、慣習法が生きた法として現代の社会のなかにそのまま引き継がれた国も多いのである。また、独立後といえども植民地時代の集権的な統治の枠組みがそのまま温存された国も多い。

さらに、アジアの多くの国で民族主義運動がみられたが、これは独立運動の際に植民地側に向けられたものであり、身分や権力からの解放あるいは個人主義の確立までには到底達しなかった。この段階ではアジアの多くの国は欧米的な民主主義の歴史を歩んできたわけではない。しかも、独立達成後には、政治的、経済的な危機的混乱状態に陥った。このために、権力を集中した国家開発体制をいち早く採用し、経済開発を中心とした国家開発を実施してきたのである。この結果、多くのアジア諸国では、独立後の現在においても、植民地以前からの伝統的でパトーナリスティックな家族主義的庇護関係が強く温存され、欧米的な個人主義が育つための歴史的な土壌はなんら形成されなかったといえよう。しかし、これも、長期間にわたる欧米等の植民地支配がアジアに影を落とした結果である。アジア諸国が近代の国際社会の動きからとり残されたためであると同時に、農耕社会に特有の伝統的家族主義、集団主義がそのまま温存され、これが独自のアジア的な発展を遂げた結果とみることができよう。

これをさらに単純化してみると、欧米においては、民主主義は、自由権（身分社会からの解放）、政治的な権利（参政権、選挙権）、さらに社会的・文化的な権利（福祉国家観）へと一定の歴史的特性をもった観念の発展として理解できるのに対し、アジア地域にあてはめると、このとおりにはいかない。自由権の部分は、植民地時代における隸従からの解放であり、植民地政府の圧政からの独立であった。個人の解放ではなかった。政治的参加の権利は、植民地政府統治下の議会へのきわめて制限的か禁止的な参加であったし、独立後といえども国家開発独裁の下で選挙権は保障された状態とは言えなかつた。さらに、社会的・文化的な権利に関しては、欧米の社会保障制度に象徴される福祉国家観とはほど遠く、むしろ大多数の人々にとっての飢餓状態ないしは貧困状態からの経済的脱出そのものが国家的課題であった。

このようにみると、アジアの民主主義の発展は、欧米の個人主義の確立と民主主義の獲得をとおしての歴史とはまさに裏の歴史を歩んできている。欧米が外に植民地政策を行い、国内の資本主義を発展させた時代に、アジア諸国を含む多くの途上国は自らのための資本主義の発展と権力からの解放あるいは自由権の達成といった契機に出会わずに歴史を歩んできたのである。さらに、欧米においては、政治的な民主主義を平等選挙あるいは政治参加への手続き的な保障をとおして実現したにもかかわらず、アジア諸国の植民地時代および独立後の圧政下では、このような政治的権利は、実質的に保障されてこなかつた。そして、アジア諸国では、人々の社会的、文化的、あるいは経済的な権利は、伝統的かつ家族的な秩序規範をもつた特定の集団あるいは家族に帰属することによってのみ保障されてきたのである。

2. 国家開発体制の出現とその意義

独立後に政治的混乱と経済的疲弊に見舞われたアジア諸国は、政治的安定確保と経済的安定確保の二つの国家的難問に直面することになった。民族主義の理想を背景に独立を達成したにもかかわらず、民主的な国家建設の理想

に燃えたのはほんの束の間であった。この二つの難問を同時に達成できるのは、まさに強固な指導力をもった政府であり、実効性のある経済開発を実施できる国家体制の出現にはかならなかったのである。

これらの時代的要請を受けた強固な政府とは、三権を極力集中した集権的な政府であり、憲法改正あるいは非常事態宣言などの憲法上の手段を最大限に利用して、これを強権的に組み替えた政府であった。政治秩序の安定は、アジア諸国において経済開発を大胆かつ強力に進めるための基礎条件の確立をも同時に意味していた。また、外国投資や政府開発援助の誘導役の役割も果たした。これがアジア諸国などの途上国で一般化したいわゆる「国家開発体制」であり、経済開発を実施するための集権的な統治構造である。一般的にこの国家開発体制には多くの批判が集中するが、まず二つの点で意義が認められる。

第1は、経済開発を短期間に効率的に実施できるための初期的な条件を整備できることである。強大な政治権力による支配を背景に、途上国の限られた人的、物的な資源を最大限に集中させて、効率的、効果的な開発を実現できることである。経済合理性を妨害するような政治的、社会的な要因を権力的に排除し、経済原理を機能しやすくするという実際的な理由である。この結果、投資の活発化、市場の安定化がはかられるのである。

第2は、このような国家開発体制においては、経済合理的な開発行為の反射的な効果として、経済関連の諸制度が整備拡充されるとともに、経済活動以外の制度化もかなり促進されることがある。開発行為は社会面あるいは政治面の開発にまで及ぶことが多い。例えば、外国投資法、税法、銀行法、土地法、労働法、知的所有権法、独占禁止法だけでなく、行政組織法、地方組織法、裁判所法、交通関係法、都市計画法、環境法といった広範な分野に及んでいる。このような強固な政治体制をとおして、初期段階の国家の政治的安定や国家統合が促進されることになる。

3. 国家開発体制の憲法上の特徴と問題点

このような国家開発体制下の政治体制をみた場合、外観的には近代的な憲法制度の枠組みを維持しつつも、これを最大限に歪曲させて、国家開発体制を維持している国が多いといえよう。通常、国家開発体制下の憲法秩序には、次の三つの特徴をみることができる。

第1は、大統領の強固な地位に関して、明文あるいは不文の憲法規定によってその正当性を明確に確保することがある。大統領（議院内閣制の場合には内閣総理大臣）はあらゆる行政権を自らに集中させ、軍を強化し、その任命権とともに統率力を自らに把握する。また、大統領の任命回数を制限する憲法規定があればこれを技術的に回避して大統領権限を拡大する。

第2は、議会権限の徹底的な骨抜きである。この方法にはさまざまある。例えば、議員の被選挙方法あるいは被選出資格を制限する場合、議会の開催方法あるいは政党制に制限を加えて議会活動を制限する場合、議会の立法権限を侵食して大統領自らが立法権を常時発動できるようにする場合、議会の立法権行使を認めた場合でも、法案の内容、法案の提出方法、法案成立過程などに制限を加えて、実質的にこれを制限してしまう場合などである。ただし、他方で、国民から独裁政治との明確な批判を受けないために、国民から形式的な信託を受けた憲法構造を構成するとか、制限的選挙の実施をとおして代表制を採用するといったような外観的な民主主義要素を取り入れている場合も少なくない。

第3は、司法府権限の徹底的な無機能化である。第三者機関としての中立的な司法判断を徹底的に殺いてしまうことである。司法府の独立性を制度組織面あるいは任命権をとおして、行政権限の支配下に置いて政治化させてしまうことが可能である。これによって、一般国民からの違憲審査判断に対する要求を徹底的に封殺できるだけでなく、憲法自体に関する合憲性判断を不間に付すことができる。

このように、非民主的かつ非人権的な統治構造であり、かつ内部矛盾を包含した政治体制がアジア諸国の国家開発体制である。これを効率的な経済開発達成のための最短距離と考え、市民社会を形成するまでの間の当面の必要悪にすぎないと考えることも可能だが、むしろ社会的な弊害を多々含んでおり、西欧またはアジアのいずれの民主主義觀に立ったにせよ、その非民主的な性格の故に、決して無条件に是認できるものではない。行政権への極度の権力集中は、権力の乱用によるさまざまな社会的弊害を生み、司法府の判断を不公正なものとし、賄賂や汚職の蔓延、拷問などの人権抑圧といった深刻な社会問題を引き起こすだけでなく、近代的な立憲主義に立った民主主義の発展を阻害し、ひいては近代的な取引あるいは社会的な安定を損なう原因となりえる可能性を多分にもっている。

4. 近代的な三権分立統治構造の限界

国家開発体制は、外観的には三権分立あるいは大統領制度あるいは主権在民といった近代的な憲法原理を採用した統治構造に立ちつつも、しかしながら内実は、憲法改正や戒厳令などの統治上の法的手段を最大限に駆使して、大統領権限の強化と軍の支配、さらに議会機能の実質的な休止状態を作り出すことによって、成り立っている。

しかし、経済発展の危機状態から脱却しかつ政治的な混乱を克服するためには、強い政府が要請されるのは、先進国と途上国のいずれにとっても状況は同じであり、途上国固有の問題ではないということがある。したがって、国家開発体制を単に途上国の法制度的な後進性の表れとして片づけ、批判するのは適当ではない。アメリカのルーズベルト大統領が経済不況を乗りきった時代に、あるいはアルジェリア戦争、インドシナ戦争といった植民地紛争があった場合にこれを乗りきったフランス第五共和制のドゴール政権の場合にも、「強い政府」が積極的な役割を果たしたのである。つまり、国民主権の原理があるにもかかわらず、国家的な危機に遭遇した場合に、これをうまく

克服できる国家機関は議会ではなく、むしろ行政府だという経験的な事実があるためである。

一般的に、議会は国権の最高機関として標榜されているが、国民の代表として国民の選挙をとおして選出された者の集団というように観念的に考えられているにすぎない。民主主義を実現するために作られた三権分立の仕組みにおいて、最も容易に権力を発動しやすい立場にあるのは、行政権の担当者である大統領制下の大統領である。大統領は、国民からの選出を要件にするとはいえ、議会に対しては厳格な独立性を有している。国家的な危機克服時において、専門家集団ともいべき官僚と軍隊の武力を同時に兼ね備えられるのは、行政府の長だけである。そして、国家的危難時に迅速かつ十分に議会が機能することを期待するのは、一般的には困難である。これは、むしろ議院内閣制において明らかである。このような場合、通常、議会は多党分裂に陥り、具体的な解決能力を失ってしまうことが多い。

これは見方を変えると、このような国家的な危機に直面した場合に、これを克服できるための国家的装置が先進国型の三権分立の仕組みには当然には組み込まれていないことを意味している。これまでの西欧の権力分立の考え方では、国王の專制的な権力をいかに分割して段階的に国民の側に奪取させ、しかも分散させた状態をいかに機能的に保つかという点から構成されている。したがって、近代的な三権分立の原理には権力集中の徹底的な排除をはかるための仕組みだけが意識的に組み込まれているものといえる。

ところが、途上国といえども歴史的な遺産でもある近代法原理をある程度まで引き継がざるをえないのが法制度上の宿命である。しかし、この仕組みは、途上国が国家的な危機に直面した場合で権力間の融合を必要とする場合にまで、配慮した仕組みでないことはもちろんである。

5. アジアの民主化と経済発展段階論

そこで、アジア諸国の民主化の進展を考えた場合、次の二つの問い合わせが

行われるのが普通である。つまり、民主化の発展は、一定の経済発展に従うべきであり、経済発展の初期段階には開発の障害となってしまうとの考えである。ASEAN 諸国に関しては、このような考え方方は幾分減少したと思われるが、各国がかつて貧困国であった段階では、このような考え方方が支配的であった。ここでは、これを経済発展段階論と称しておく。他の一つは、冒頭にもみたようなアジアの民主主義異質論ともいるべきものであり、アジアの民主主義は、ヨーロッパのそれと同じ内容ではないとの主張である。最近のアジア諸国指導者が主張する人権議論に象徴される人権異質論、あるいはインドネシアのスカルノ時代の指導される民主主義の主張などには、この点がよく強調されている。

まずここで、経済発展段階論をみる。経済発展の初期段階において「開発」を至上命題として設定した場合、民主化は本当に開発の障害となるのであろうか。国家開発体制とは、政治的、経済的な危機状況から効果的に脱出するためといった目的達成のための手段概念と理解するべきであろう。実際、発展途上の段階で、効率的な開発を実施するためには、人的、物的に限られた国家資源を開発目的に集中的に振り向けるため、国家的動員の仕組みが必要となる。韓国、フィリピン、シンガポール、マレーシア、インドネシアなどの国々では、国家開発体制が独立後の間もない段階に相次いで生まれたのであるが、これも一定の歴史的な必然を伴って成立したものと考えてよからう。

すでにみたように、長期的な視点から国家発展をみた場合、国家開発体制には大きな効用があるものといえよう。とりわけ多民族国家で国家統合の課題を抱えた多くのアジア諸国にとって、これは、政治的安定を権力的に確保し、最終的には国家統合をある段階にまで急速に押し上げる可能性をもっている。しかし、反面、これが進みすぎると政治混乱といった逆効果をもたらす危険がある。非民主的な側面の強いこのような国家開発体制を、実際的、経験的な効果だけをもって、無条件に支持することはできない。政治的な権力集中は権力乱用を生み、自ら腐敗し、崩壊する可能性を内包することは人

類の歴史的な経験であるとはいえ、前にみたような人権の蹂躪、汚職、参政権の制限、民主化進展の足かせなどの現象を伴っているのである。この点では、急速な開発体制と民主化の課題はこのテーマ自体のなかに一種のジレンマを含んでいるのであり、どのような状態でこの二つのバランスを確保するかが大きな課題となる。

さらに、もう一つ、この経済発展段階論との関連で注意すべきことは、ある国が一定段階の経済発展を仮に達成したからといって、民主化への幕開けは当然には保障されていないことである。民主化達成のためには自らの政治的努力が改めて必要とされるのであり、国家的な圧政状態から脱出することは必ずしも容易ではないのである。現在、高度な経済発展をすでに達成した多くのアジア諸国が民主化を達成するため、社会的な混乱と多くの犠牲をはらって新たな試練に取り組んでいる。例えば、OECDの先進国入りまで果たした韓国においては、労働運動、社会運動、環境問題などの社会的な混乱と民主化を要求する声とが相俟っている。これは、民主化が容易には達成されるものでないことを示している。また、シンガポールの場合にも、言論の自由などの基本的人権が保証された状態にあるとは言い難く、政府への批判はただちに治安維持取締りの対象となってしまう。

つまり、アジア諸国における民主化の課題は、経済発展段階にかかわりなく重要な問題であり、経済が発展した段階にのみ与えられる「ご褒美」と考えられてはならないのであり、仮にこのような国家開発体制が生まれた場合には、少なくともこの開発体制下において人権保障を最大限に確保し人権侵害を最小化するための法的手段の検討が必要であろう。

6. アジアの民主化と民主主義異質論

もう一つの注目すべき議論は、アジアの民主主義異質論であり、欧米の民主主義とアジア諸国の民主主義は異質であり、欧米の個人主義に立った概念をアジアにただちに持ち込むことはできないというものである。これをスカ

ルノ流に述べれば、発展途上段階においては、民主主義は政治参加などの政治的な民主主義の達成だけでは不十分であり、経済的な民主主義の保障こそが必要であるというものである。あるいは、現在、インドネシア、マレーシアあるいはシンガポールなどの政治的指導者からしばしば聞かれる人権に関する主張のように、欧米流の個人主義的な考え方方に立った民主主義観はアジアには馴染まないというものであり、アジア諸国には欧米とは別個の伝統的に引き継いできた家族主義的な民主主義的規範が存在すべきというものである。これらは民主主義の理解あるいはその根底をなすところの人権概念の理解としても明らかな異なりを示している（表1参照）。

ここで、アジアと欧米の人権概念の比較に関する研究関心がわが国でも芽生えてきたことは注目に値する（参考文献参照）。これらの違いは、欧米の個人主義に立った権利主張中心の歴史観とアジアの家族主義的な防衛中心の歴史観の違いであるとともに、個人の社会的存立基盤を国家中心におくか社会集団中心におくかの違いもある。欧米の高度化した産業社会では権利義務の中心が個人にあることが国家的に承認されており、これが社会全体の規範として浸透している。そこで、すでに法律によって公式化された権利義務の緊張関係に基づき、第三者に対し対外的に権利主張を行うことができる。

しかし、アジア諸国では国家が定める権利義務関係が社会全体にまで浸透している契約社会ではない。個人が対人的または対国家的に権利主張を行うことによって生存が保障されるわけでもない。すでにみたように、むしろ経済的な弱者である個人は家族あるいは一定の社会集団（共同体）に属せざるを得ず、そこに属する一定の社会規範に厳格に従うことによってのみ、一定の庇護関係が与えられるにすぎないのである。

この社会規範とは伝統的に、地域的に、部族的に築かれてきた共同体的規律であり、これに反することは、先進国における国家制裁よりもさらに厳しい意味合いをもっている。厳しい場合には、村八分のように特定の帰属集団からの完全な追放を意味しており、単なる個人の権利否定だけでなく、経済的、社会的なあらゆる活動基盤からの追放を意味している。アジア諸国では

表1 欧米諸国とアジア諸国の民主主義概念の一般的特徴

比較事項	欧米諸国	アジア諸国
基本的価値観	個人主義の達成と権利保障制度の確立	家族主義的・集団的な庇護関係の維持
自由（解放）の觀念	自由と権利獲得のための歴史：国家権力と身分社会からの個人の解放	植民地統治からの独立解放：民族主義
国家規範觀	国家と個人との間の契約觀（個人主義重視）	伝統的・慣習的な規律觀（集団の調和・秩序優先）
伝統的な法秩序への信頼度 近代的な国家法に対する信頼度 法への期待役割 裁判所へ信頼と期待	弱い 「法治国家」觀が強い 直接的・権利保障 裁判所は個人の権利保障を確保するための積極的な手段	強い（慣習法は「生きた法」） 「法治国家」觀が弱い 間接的・補完的役割 集団的な秩序と安定を維持するための補完的手段（他の伝統的な紛争解決手段が主体）
民主主義觀	政治的参加（権利）をとおして民主主義を実現 個人の権利保障制度の達成	社会的・文化的・経済的権利の実現により民主主義を達成 「良い政府」の確立のための手段（生活水準向上のための機会や必要なものを提供できる効率的で正直な政府）
民主主義達成の目的		家族集団的な秩序と安定をとおして
民主主義達成の方法	自由選挙・人権保障の手続き的保障をとおして 現代法重視で慣習法は補完的役割	伝統的な慣習法・宗教法の役割が大きい、近代法は限定的または補完的役割
①伝統的な課題（家族関係・相続・宗教問題）		現代法の役割拡大傾向が顕著
②近代的な課題（迅速な経済取引・都市化・労働・環境・女性保護・国際的課題）		
外からの民主主義批判の内容	政治的な無関心・コスト高の訴訟社会	非民主的で人権無視の社会

(出所) 筆者作成。

基本的な法觀念は「命令服従關係」を中心に構成されているのに対し、欧米諸国では、個人の権利獲得の歴史があり、「権利義務關係」中心の歴史觀が法伝統のなかに力強く引き継がれているのである。

これを裏返せば、アジアと欧米では、国家法に対する個人からの信頼度に

違いがあることであり、国家が個人に対して保証できる人権の程度に違いがあることである。したがって、「国家法」に対する信頼度が変わらないかぎりは、つまりアジアの法の基本観念が「命令服従」から「権利義務」に変わらないかぎりは、さらにアジア諸国の規範觀が、国家と個人の契約社会の考え方へ変わらないかぎり、欧米流の個人主義に立った人権概念あるいは民主主義概念がアジア流の人権概念に完全にとって代わることはないと想する。

しかし、これにはもう一つ、法文化的な視点が必要である。人権は普遍化するであろうこととともに、それぞれの国の人権の発展は将来も一枚岩ではないと考えられることである。三権分立の秩序のあり方といった基本的な歴史的遺産についてさえ、先進国間では採用の仕方に違いがあったのである。アジアにおける人権概念が現在も将来もずっと同じ形態で固定的であるということはありえないであろう。また、アジア諸国に欧米と共通の人権意識が仮に受け入れられたにせよ、これが同じ意味合いでただちに広まる可能性はないであろう。しかし、将来にわたって、アジア諸国の人権概念が欧米からさらに影響を受けることも否定できないことであろう。というのも、欧米で発展を遂げてきた人権概念は、これが歴史的な権力闘争において獲得してきた権利要求のための有力な法的手段であり、かつアジア諸国がヨーロッパからとり入れている近代的な法制度のなかの中核的概念でもあるからである。したがって、アジア諸国がこの欧米型の人権概念を完全に無視して独自の法制度を確立する可能性ということは、アジア諸国がこれから国際社会に参加していくにあたり、きわめて考え難いことである。

7. アジアの国家開発体制の脆弱性と民主主義発展の方向

アジア諸国の開発体制は、その御旗とする「経済開発」が失敗した場合、あるいはこれを完全に達成した場合には、その必要性が失われ、制度も根底から崩れてしまうという内在的な脆弱さを含んでいると想われる。例えば、特にカリスマ的な長期政権保持者である場合には、後継指導者選びが円滑に

実現しない場合には、極度の政治的混乱に陥る可能性が高い。また、今日の多目的な政府では、1人の指導者が国のすべてを統率することは不可能である。専門的な技術、知識を最大限駆使しなければならず、専門家集団たる強固な官僚制度の育成がなければ、成り立たない。このような官僚制度は行政の肥大化現象を生み、さらにその他の矛盾を拡大することになる。

他方、権力の集中は当然に腐敗するのであり、個人主義の意識が国民の間にまったく浸透していない場合で、さらに国民と国家との間の緊張関係が希薄なところでは、国全体としての民主主義の発展はおろか、アジア諸国で議論されるような「良い政府」の確立は当然には期待できないものと言わざるを得ない。そこで、現実的なアジア諸国の国家開発体制と、アジア諸国の人々が民主的だと評価する「良い政府」とが常に同一のものであるかどうかの判断は、慎重に行わなければならない。

アジア諸国は今後、さまざまな経過を経て民主化の方向を歩むことになると考えられる。工場労働者が増え、自由契約を基本とした近代的な資本主義社会に変わり、教育の普及により中間層が増え、現代型の社会問題に直面した場合、一定の範囲で近代的で合理的な性格をもった欧米的な仕組みを取り入れざるを得ないであろう。例えば、労働問題、環境問題、外国投資、税制、銀行制度、土地制度、知的所有権法、独占禁止法分野などの現代的な課題に対しても、伝統的な慣習法による対応のみでは解決が困難である。むしろ、他国の法制度との比較対照、制度的調和、あるいは国際化を契機に、制度の共通化がはかられていくものといえよう。ただし、これは固有の伝統的な法制度が完全に消滅することを意味するのではない。むしろ、長期的な視点に立った場合には、これまでの伝統的な法制度は、宗教問題、家族問題、土地問題などではそれぞれ固有の分野に特化されていく傾向があるものと考えられる。

例えば、世界銀行などが提案する構造調整の受け入れや、ASEAN諸国間の経済協力関係、APECなどが提言する自由化路線を基本的に受け入れないかぎりは、アジア諸国の国際社会への仲間入りは達成されない。実際、アメリ

カは、中国やアジア諸国に対して、人権を冷戦構造後の経済競争のための外交手段として利用しているし、アジア諸国もこれを承知しつつ、民主化あるいは人権外交に対して、譲歩的あるいは硬直的な態度をとりつつ、人権論議を巧みに政治的に利用してきている。これは、アメリカがかつて自国の知的所有権が侵害されるとの理由で、アジア諸国に対して知的所有権制度を国別に整備させていった経緯にも似ている。また、核拡散防止条約、国際人権規約、ILOによる労働規約、環境関連の条約等の分野では、多少の国家間の対立もみられるが、徐々に国際法とアジア諸国間の法との垣根は低くなりはじめているといえよう。

おわりに

ここで、アジア諸国と民主化の関連で、いくつかの点を整理しておきたい。

第1は、アジア諸国の民主化とは何か、どのような内容をもって議論しているのかをまず検討すべきであろう。これが政治制度にかかる民主化であれば、現在のような国家開発独裁下のシステムとは異なった民主的な政治代表制度あるいは選挙制度はありえるのか、またはどうあるべきかの議論が必要であろう。現下のような開発独裁的な統治制度に関する民主主義批判の議論だけでは、なおもアジア諸国側の自由な意見を欠いているものと言わざるを得ない。

また、人権との関連でアジアの民主主義の発展を考えるのであれば、人権のどの側面を重視することが現在のアジア諸国にとって最も高い優先順位のニーズに結びつくことになるのか十分吟味する必要があろう。この場合、やはり優先するのは、拷問、抹殺、人権蹂躪などの自由権の剥奪防止に関してであろうし、あるいは、生存権にかかる食料、医療、健康の問題であろう。

第2は、民主化の経済発展段階論も民主化異質論も両方とも決して固定的

な考えではないということである。これらの立場を排他的に強調すればするほどアジアの将来の民主化方向も制限されてしまうことになりかねない。経済発展段階論に関しては、非民主的、非人道的な要素を伴わない国家開発体制といったものをまず検討すべき必要があるのであり、経済発展の初期段階で民主主義発展の制約を当然のように是とするような立場を受け入れることはできない。

アジアの民主主義異質論についても同じである。これを比較すると、表1のように現段階では明らかに異質であり、しかも欧米の個人主義に立った民主主義よりもアジアの民主主義観のほうがはるかに現在のアジア社会には妥当性があるものと考えることができる。しかし、これは長い植民地時代の概して後進的な法制度と独立後の間もない開発独裁下の統治制度というマイナスの条件が重なり、さらに国家統合段階以前の「生きた規範」が現在もなお大幅にかつ支配的に機能しているためである。アジアの家族主義的、伝統的規範觀が、今後、アジア的な民主主義観を発展させるための確固たる基礎になることは確かであろうが、しかし、これが今後のアジアの民主主義発展の十分条件になるかどうかは明らかではない。

第3に、アジア諸国のかつては、国家開発体制の崩壊がすでに開始している。しかし、いかに摩擦の少ない状態で旧体制を解体させるか、あるいはより民主主義的な制度に転換させるかについて、アジア諸国には経験事例が少なすぎる。韓国やフィリピンでは、政権交代の過程で激しい政変やクーデタを経験している。他方、シンガポールは、民主化されている国とは言いきれないが、リー・クワン・ユー元首相はきわめてスムーズに指導者交替を成功させた。民主化への移行過程では、社会的な摩擦だけでなく、大量の犠牲者が発生することが多い。アジア諸国の民主化過程へのスムーズな移行のための研究が必要とされているのではないかと考えられる。

〈参考文献〉

- (1) 岩崎育夫編『アジアと民主主義』アジア経済研究所, 1997年。
- (2) 作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所, 1997年。
- (3) 辻村みよ子「人権論の50年」(『法律時報』第66巻第6号) 78~84ページ。
- (4) 横口陽一「欧米諸国の人権概念」(外務省国際情報局委託調査 (報告書: 平野健一郎編)『アジア諸国における人権概念の考察』1996年3月)。
- (5) ビラハリ・カウシカン「人権に関するアジア的思考」(『フォーリン・ポリシー』1993年秋季号); 『国際情勢資料』第3012号, 1993年。
- (6) 安田信之「アジア型人権論への一視角」(『アジア諸国における……』)。
- (7) Riza Noer Arfani, "Demokrasi Indonesia Kontemporer," *Raja Grafindo Persada*, Jakarta, 1996, p. vi.
- (8) Sunaryati Hartono, "An Indonesian Concept of Justice and Law," *Padjadjaran*, Vol.8, 1982.